

区民委員会議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件 名	頁
1 第 1 5 号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例	2

(区 民 部)

第 1 5 号議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 7 日

件名	足立区特別区税条例の一部を改正する条例											
所管部課名	区民部課税課											
内 容	1 概要											
	(1) 条項ずれに伴う改正 ア 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が公布、施行される。 イ 上記アの改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に条項ずれが生じる。 ウ 上記イの条項を引用する足立区特別区税条例の一部を改正する。 (2) 刑法等の一部改正に伴う改正 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 1 7 日に公布され、一部の規定を除き、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、懲役及び禁錮が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されるため、足立区特別区税条例の一部を改正する。 【拘禁刑創設の目的・背景】 拘禁刑の創設は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施（出所後の就労定着や高齢層の認知機能向上のための作業、若年層の学力向上のための教科指導、薬物依存の受刑者に向けた改善指導等）を可能とすることを目的としている。 また、現行法上の刑罰には、刑務作業が義務付けられる「懲役」と義務付けられない「禁錮」があるが、禁錮刑の判決が下された受刑者の約 8 割が自ら志願して刑務作業を行っており、懲役と禁錮を区別する必要性が乏しいという背景があった。											
	2 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）											
	(1) 条項ずれに伴う改正 <table><tr><th>改正箇所</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>第 46 条第 2 項第 2 号 （種別割の減免）</td><td>同法第 2 条第 <u>15</u>項</td><td>同法第 2 条第 <u>16</u>項</td></tr><tr><td>第 64 条第 1 項第 1 号 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）</td><td>同条第 <u>15</u>項</td><td>同条第 <u>16</u>項</td></tr></table>			改正箇所	改正前	改正後	第 46 条第 2 項第 2 号 （種別割の減免）	同法第 2 条第 <u>15</u> 項	同法第 2 条第 <u>16</u> 項	第 64 条第 1 項第 1 号 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）	同条第 <u>15</u> 項	同条第 <u>16</u> 項
改正箇所	改正前	改正後										
第 46 条第 2 項第 2 号 （種別割の減免）	同法第 2 条第 <u>15</u> 項	同法第 2 条第 <u>16</u> 項										
第 64 条第 1 項第 1 号 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）	同条第 <u>15</u> 項	同条第 <u>16</u> 項										

(2) 刑法等の一部改正に伴う改正

改正箇所	改正前	改正後
第 66 条第 1 項 (入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪)	1 年以下の <u>懲役</u> 又は 10 万円以下の罰金	1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 10 万円以下の罰金

3 施行年月日

上記 1 (1) : 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記 1 (2) : 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日 条例第59号 （種別割の減免） 第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免することができる。 （1） 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 （2） 生活保護法により扶助を受ける者 （3） 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 （1） 軽自動車等の種別 （2） 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>第2条第5項</u>に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法 <u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （3） 主たる定置場 （4） 原動機の型式 （5） 原動機の総排気量又は定格出力 （6） 用途 （7） 形状	○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日 条例第59号 （種別割の減免） 第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免することができる。 （1） 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 （2） 生活保護法により扶助を受ける者 （3） 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 （1） 軽自動車等の種別 （2） 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>（平成25年法律第27号）第2条第5項</u>に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法 <u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （3） 主たる定置場 （4） 原動機の型式 （5） 原動機の総排気量又は定格出力 （6） 用途 （7） 形状

改正前	改正後
(8) 車両番号又は標識番号 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務) 第64条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 鉱泉浴場の所在地及び名称 (3) 鉱泉浴場として経営を開始した年月日 (4) 前各号に掲げるものを除くほか、区長が必要と認める事項 2 前項の規定によつて申告をした者は、その申告をした事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内にその旨を区長に申告しなければならない。 3 第1項の特別徴収義務者がその経営を1月以上休止しようとするときは、その時期を定めて、その旨を区長に申告しなければならない。 4 第1項の特別徴収義務者がその経営を廃止したときは、廃止の日から5日以内に、その旨を区長に申告しなければならない。 (入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第66条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がそ	(8) 車両番号又は標識番号 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務) 第64条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 鉱泉浴場の所在地及び名称 (3) 鉱泉浴場として経営を開始した年月日 (4) 前各号に掲げるものを除くほか、区長が必要と認める事項 2 前項の規定によつて申告をした者は、その申告をした事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内にその旨を区長に申告しなければならない。 3 第1項の特別徴収義務者がその経営を1月以上休止しようとするときは、その時期を定めて、その旨を区長に申告しなければならない。 4 第1項の特別徴収義務者がその経営を廃止したときは、廃止の日から5日以内に、その旨を区長に申告しなければならない。 (入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第66条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がそ

改正前	改正後
の法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。	の法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第46条第2項第2号の改正規定及び第64条第1項第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。